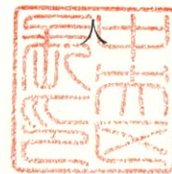


中央区告示第百九十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき
電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示します。

令和八年 七月二十二日

中央区長 山 本 泰



一 道路の種類 特別区道

二 路線名及び指定する区間

路 線 名	指 定 す る 区 間
特別区道中京第六七五号線	東京都中央区築地二丁目十一番先から東京都中央区築地二丁目十二番先まで

三 指定の概要 別紙図面のとおり

公 示 用 略 図

別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

特別区道中京第六七五号線

中央区築地二丁目十一番先から

中央区築地二丁目十二番先まで



指定区間

延長 一〇三・九四メートル

(電線共同溝予定名称 中京第六七五号線・(一〇))

